

プロ認定試験およびプロポーカートゥアー 細則

第1章 理念

1. 大会総称

プロポーカートゥアー（以下、「プロツアー」という。）は、ポーカを仕事にするプロポーカプレイヤーを輩出するために一般社団法人全日本プロポーカ協会（以下、「協会」という。）が設立した大会の総称である。

2. 試験総称

プロ認定試験（以下、「認定試験」という。）は、協会が主催する、協会が認定するプロポーカプレイヤーを選抜するための試験の総称である。認定試験はプロ認定試験本試験とプロ認定試験予選会の2種類がある。

プロ認定試験本試験（以下、「本試験」という。）は、協会が主催する認定試験である。本試験で定められた条件に対して合格した者だけが、協会からプロポーカプレイヤーとして選抜される。

プロ認定試験予選会（以下、「サテライト」という。）は、協会が主催する認定試験の予選会として開催される。予選会で定められた条件に対して合格したもののだけが、本試験に予選会通過者として参加することができる。

第2章 参加者の義務

3. プレーの模範

認定試験及びプロツアーの参加者（以下、「プレイヤー」という。）は、これからポーカを覚える初心者の模範となり、マナー、プレーなどについても、手本となるように務めなければならない。したがって、トーナメント中の行いに関して処分の対象となる場合がある。

4. 写真・映像・氏名の使用

本試験において、会場内で協会が認めた者により、映像撮影・写真撮影が行われ、SNSやWEBなどインターネットをはじめとする媒体で氏名とともに公開される場合があります。参加者は、これらの撮影・取材に協力するとともに、肖像権は放棄するものとします。

第3章 受験資格

5. 全試験共通の受験資格

認定試験を受験するには、以下の条件を満たす必要がある。

- 5.1. 協会が制定する、規程の目的を理解し、その発展に寄与できる者。
- 5.2. 大会規程に従い参加できる者。
- 5.3. 認定試験受験日に満18歳以上の者。ただし、改正健康増進法や条例などに伴う試験会場ごとの入場年齢制限を設けている場合、その試験会場の規定に従うものとする。
- 5.4. 有効期限内の該当合格証を有する者。

第4章 試験全般

6. プロ認定試験概要

- 6.1. 認定試験は、協会が認定した全国のアミューズメントカジノバーおよび提携店舗（以下、「会場」という。）にて開催される。
- 6.2. サテライト・認定試験において、それぞれに受験資格が異なる。それぞれの受験資格を満たした者のみ参加できる。
- 6.3. 本試験のエントリー時に身分証、サテライト通過者は通過証を提示する。
- 6.4. エントリー時の受験料支払後のキャンセルは一切受け付けない。
- 6.5. 認定試験の概要は、以下の通りとする。

（図において修正多数のため、取り消し線は割愛とする）

	会場	開催 日数	受験料	参加資格	合格者
サテライト	各店舗	1日	店舗任意	不要	店舗の任意 (総数の5分の1 までとする)

	会場	開催 日数	受験料		施設 利用料	参加資格	合格者
			通過証 持参あり	通過証 持参なし			
本試験 (Day1)	各店舗	1日	5,000円	15,000円	0円	不要	総数の7分の1 (端数切捨)
本試験 (Day2)	関東、関西 各1店舗	1日	0円	0円	3,000円	本試験 (Day1) 通過者のみ	総数の10分の1 (端数切捨)

7. 運営

協会及びプレイヤーは認定試験の運営に際し、以下に従うものとする。

- 7.1. プレイヤーは、トーナメントを速やかに進行するよう努め、故意による遅延行為などを行ってはならない。
- 7.2. 試験規則は、TDAルールおよび会場でのハウスルールに従うものとする。
- 7.3. 試験の実施方式および合格者数等は、該当の期間ごとに協会の決定により変更することができる。
- 7.4. 協会および会場は、告知なしにトーナメントの開始時刻を変更し、やむをえない事情が生じた場合は延期・中止することができる。
- 7.5. デイラーは、担当するテーブル内で、ゲームを公正かつ円滑に進行し、問題が発生した場合の判断を行う。ただし、デイラーの判断に異議のあるプレイヤーは、そのゲーム中に限り、フロアに申立てができる。
- 7.6. フロアは、認定試験において生じた問題を処理するための判断を行う。また、プレイヤーのルール違反・マナー違反についてペナルティを課すことができ、プレイヤーはその判断に従わなければならない。ただし、フロアの判断に異議がある場合、プレイヤーは、そのゲーム中に限り、トーナメントディレクターに申立てができる。
- 7.7. トーナメントディレクターは、認定試験開催時において生じたすべての問題の最終判断を行い、その決定は変更することはできない。
- 7.8. フロアがトーナメントディレクターを兼務することができる。

8. 受験期間及び会場

各認定試験の受験期間及び会場は、協会公式のWebページにて公表する。

9. 合格証及び受験票

- 9.1. サテライトに合格した者には、該当試験の合格証を各1枚授与する。
- 9.2. 合格証には本名など協会が定めた記入事項を記入し、本人のみ使用できる。また、本名を確認できる身分証の提示を求められた場合には、プレイヤーはそれに応じなくてはならない。
- 9.3. 受験票に本名が記載されていないものは無効とする。

10. プロ選手契約のオファー

本試験に合格した者に対して、協会からプロ選手契約のオファーがされる。

第4章 プロツアー

11. プロ選手契約

第9項にてオファーされたプロ選手は、プロツアー開催前に協会と契約期間の定めのあるプロ選手契約書を締結する。ただし、契約期間を延長する場合は、書面にて双方の同意を得ることとする。

12. 開催期間及び開催場所

プロツアーの開催期間及び開催場所は、協会が決定し、決定次第速やかに協会公式のWebページにて公表する。

13. 参加資格

プロツアーの参加資格は、協会とプロ選手契約を締結した者のみとする。

14. 服装規定

プロツアーにおける服装の規定を下記の通りとする。

- 14.1. 営利を目的とした社名、ブランド名、商品名およびそのロゴ、プロモーションフレーズ（以下、「ロゴ等」という。）は、協会の許可があったもののみを使用可能とする。

15. 報酬金規定

- 15.1. 協会はプロツアーにおける順位に応じて、当該プロ選手に対して、報酬金を支払うものとする。報酬金の詳細は協会公式のwebページにて告知する。
- 15.2. 報酬金は、プロ選手契約書にて定められた期日までに、協会が指定した口座へ支払われる。

第5章 認定試験およびプロツアーに関するその他の項目

16. ハンド・フォー・ハンドの宣言

フロアは公正を期するため、状況に応じてハンド・フォー・ハンドを宣言することができる。その場合、残っている複数のテーブルは同時に進行しなければならず、ゲームが終了しても他のテーブルのゲームが終了するまで、新たなゲームには入らない。また、宣言中はフロアが認めない限り、すべてのプレイヤーはテーブルから離れることはできない。

17. 違反行為

- 17.1. 参加するすべてのプレイヤーは、以下に該当する行為、またはそのおそれのある行為を協会が運営するすべてのトーナメントにおいて、行ってはならない。以下の行為を確認した

場合、協会及びトーナメントディレクターは、プレイヤーに第18条のペナルティや失格処分、契約満了を待たずしてプロ選手契約を解除する場合がある。

- 17.1.1. 法令(刑罰法規を含む。)に違反する行為、または公序良俗に反する行為。
- 17.1.2. 協会、試験会場、他のプレイヤーまたはその他の第三者の権利または利益を著しく侵害する行為。
- 17.1.3. ドーピング行為(種類のいかんを問わない)。
- 17.1.4. 第17条に定める共謀行為に抵触した場合。
- 17.1.5. すべてのプレイヤーが、認定試験およびプロツアーの配信を視聴しながら認定試験およびプロツアーに出場する行為。いかなる場合でも当該の認定試験およびプロツアーが終了するまでは、配信を視聴することは出来ない。ただし、3次Day1と3次試験Day2の間や、プロツアーDay1とプロツアーDay2の間など、連続する日程の間のみ配信を視聴することを認める。
- 17.1.6. 協会や試験会場の業務妨害もしくは運営妨害または指示に従わない行為。
- 17.1.7. 複数の名義を利用して認定試験およびプロツアーに出場する行為。
- 17.1.8. 認定試験およびプロツアー中にアングルシューティングに準ずる行為。
- 17.1.9. 認定試験およびプロツアー中にReal-Time Assistance (通称RTA)などのツールを使用する行為。
- 17.1.10. 認定試験およびプロツアー中に故意にカードにマーキングを行う行為。
- 17.1.11. 認定試験およびプロツアー中に影響を与えるデバイスを使用する行為。
- 17.1.12. 認定試験およびプロツアー中に相手や選手以外からプレーに関するアドバイスを受ける行為。また、相手に対してアドバイスを行う行為。
- 17.1.13. 認定試験およびプロツアー中に、協会およびフロア、トーナメントディレクターの許可を得ずにハンドのメモなどを取る行為、また他のプレイヤーの試合に関する記録を取る行為。
- 17.1.14. 認定試験およびプロツアー中に順番に沿わないアクションを行う行為 (Out Of Turn、通称OOT)
- 17.1.15. 認定試験およびプロツアーの出場権を譲渡する行為。
- 17.1.16. 認定試験およびプロツアー中に責務違反となる行為。
- 17.1.17. 認定試験およびプロツアー中に大声での会話、過度な私語、禁止された区域での喫煙行為などのエチケット違反。

- 17.1.18. プロツアー中に、協会およびフロア、トーナメントディレクターの許可を得ずに会場から外部へ移動する行為。
- 17.1.19. プロツアー中に、ツアー以外の者がツアー開催会場の競技エリアに立ち入る行為。ただし、協会が招待したものは除くものとする。
- 17.1.20. プロツアーの集合時間及び開始時間に遅れる行為。ただし、プレイヤーから集合時間または開始時間までに事前連絡があり、災害や当日の移動時間などやむを得ない事由によるものと協会が判断した場合はこの限りではない。
- 17.1.21. 協会が運営するすべての大会、またはポーカーの信用を失わせるような言動を行うことならびに暴言、ハラスメント行為、暴力、煽り行為、その他の非紳士的行為。
- 17.1.22. その他、協会が不適切であると合理的な根拠に基づき合理的に判断した行為。

17.2. 最終決定権

本編に記載の内容、ルール、および不正行為に対するペナルティに関する全ての最終的な判断および決定は協会が行うものとし、すべてのプレイヤーは当該判断を最終のものと認め、異議を述べないものとする。

18. 共謀行為

18.1. 共謀行為の定義

共謀行為とは、2人以上が企図し、特定の人物を特定の順位に移動させるため、通常のプレイヤーが行わない様なプレーを行うことおよびかかるプレーを誘発する行為をいう。共謀行為の典型例として、17.1.1)八百長行為、17.1.2)無気力行為、17.1.3)報酬金の供与があるが、これに限らない。

- 18.1.1. 八百長行為とは、前もって勝敗を打ち合わせておき、表面だけ真剣に勝負を争うように見せかけ、本来得られるはずのチップを意図的に得ようとする或いは得ようとししない行為や談合行為など、試合の結果に影響を及ぼす恐れのある行為をいう。
- 18.1.2. 無気力行為は、意図的にチップの獲得を回避するなど、プレーに手ごころを加える行為をいう。
- 18.1.3. 報酬金の供与とは、試合の前後を問わず、自らの受領する報酬金を第三者に分配し、または分配を約束する行為をいう。

18.2. 共謀行為発覚後の裁定に関して

共謀行為が発覚した場合、発覚した状態に応じて、以下の措置を講じるものとする。

18.2.1. 順位確定前に発覚した場合

- 18.2.1.1. 発覚時点でテーブル全体の進行を停止する。嫌疑のあるプレイヤーが当該ゲームに参加中の場合は、タイマー停止を行い、その措置につき協議する。協議の結果そのゲームを無効とする場合、無効となったゲームより前の状態になるよう、可能な限り復元する。
- 18.2.1.2. 協会が共謀行為と認定した場合、第18.3.4条に基づき共謀行為を行った選手を失格処分とする。
- 18.2.1.3. 協会は、共謀行為を認定したプレイヤーとはプロ選手契約を締結しない。すでにプロ選手契約を締結した後、当該プレイヤーが共謀行為を行ったと認定した場合、協会は当該契約を解除する。

18.2.2. 順位確定後（ツアー終了後も含む）に発覚した場合

- 18.2.2.1. 協会が共謀行為と認定した場合、当該行為者とは来期の契約を行わず、第19.2.4条に基づき、失格処分とするが、処分はこれに限らない（情状により、以降の認定試験への参加を拒絶する場合もある）。
- 18.2.2.2. 報酬金の付与後に共謀行為と認定した場合、協会は当該報酬金の全額を当該選手に返還させるものとする。
- 18.2.2.3. 前条により、協会が失格者より報酬金の回収をした場合、当該ツアーで本来の報酬金を受領すべき参加者に対して、回収した報酬金を支払う。なお、失格処分を受けた者に代わって順位が繰り上がったものが来期のツアー契約者の対象となった場合、報酬金の回収に関わらず、協会は当該契約対象者との間で来期の選手契約を締結するものとする。

19. ペナルティ・処分

- 19.1. トーナメントディレクター及び協会は、違反行為につき、違反者を処分する権限を有する。処分内容は、違反行為の重大性その他の情状により決する。
- 19.2. 処分は以下の内容とする
 - 19.2.1. 厳重注意
厳重注意相当の行為を繰り返した場合、警告処分とする場合がある。
 - 19.2.2. 警告
警告を2回以上受けた場合、失格となる場合がある。
 - 19.2.3. 一定時間の退場
 - 19.2.4. 失格

19.2.5. その他、協会が適切であると合理的な根拠に基づき判断した処分

20. テーブル上の設置物について

20.1. プレイヤーはテーブル上に、カードを確保するために必要な小物一個を除いて、他の物品を置いてはならない。また、小物のサイズは以下の条件を全て満たすもののみとする。

20.1.1. テーブルに設置する面に対して直径45ミリセンチメートル以内

20.1.2. テーブルに設置する面に対して面積が21平方センチメートル以内

20.1.3. 小物をカードの上に設置した時、すべてのプレイヤーからカードが視認できる大きさ

21. 携帯電話について

21.1. トーナメントエリアでは、携帯電話などで通話することはできないものとする。

21.2. 携帯電話などの電子機器を使って、他者との共謀行為やアドバイスを受けるなどの不正行為を行ってはならない。

21.3. 本試験Day2およびプロツアーにおいて、カードを保持している時は電子機器の使用を禁止する。

21.4. 本試験Day2およびプロツアーにおいて、イヤホンやヘッドホンなど、放送や録音された音声を聞くための器具の装着を禁止する。

【2023年1月1日 制定】

【2023年11月24日 改訂】